

水道料金の改定に関する 住民説明会

日時・場所

- ・4月20日(金)14時、18時：婦人センター2階講堂
- ・4月23日(月)14時、18時：鷺別公民館2階ホール
- ・4月24日(火)14時、18時：市民会館1階大会議室

※各時間・場所で説明する内容は同じです。

内容 水道料金の改定が必要な理由、改定を行う場合の額や

時期に関する市の考え方

問い合わせ 水道G

(☎5501)

平成30年度保険料(税) 『仮徴収』のお知らせ

平成30年度の国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料について、これまで特別徴収(年金からの天引き)により納めていただいた方や、新たに年金から天引きすることが可能となった方を対象に、4月から『仮徴収』を行います

仮徴収時期 4・6・8月

仮徴収額

・これまで年金から天引きされていた方：2月の年金から天引きされた保険料(税)額と同じ額

・新たに対象となった方：平成29年度の保険料(税)を元に算出した暫定金額

◎本徴収について

国民健康保険は6月、介護保険・後期高齢者医療保険は7月に正式な保険料(税)額を決定し、本徴収時期である10・12・2月に、年間保険料(税)額から仮徴収額を除いた額を年金から天引きします。

問い合わせ 国民健康保険G

(☎1771)、高齢・介護G(☎5720)、年金・長寿医療G(☎2137)

協会けんぽ北海道支部 からのお知らせ

平成30年度の保険料率改定により、平成30年3月分(5月1日(火)納付期限)から、健康保険料率は10・25割(0・03割増加)、介護保険料率は1・57割(0・08割減少)となります。

問い合わせ 全国健康保険協会

(協会けんぽ) 北海道支部

(☎011-726-0352)

生涯学習人材バンクを ご活用ください

『生涯学習人材バンク』は、市内で文化・スポーツなどを指導している団体や個人の方、会員を募集している団体の情報をまとめたものです。これから何かを始めようとしている方、講師を探している団体の方などは、ぜひご活用ください。

登録申請も随時、受け付けています。

設置施設 市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、市民プール、市立図書館、市立図書館アーニス分館、各青少年会館、老人福祉センター、市民活動センター、若草つどいセンター、総合体育館

問い合わせ 社会教育G

(☎1129)

市民マイプラン講座制度 を利用してみませんか

市民マイプラン講座は、市内の団体が外部から講師を招いて学習会を実施したときに、市が講師謝礼金(1回5千円)を負担する制度です。

手続きの流れ

- ①10人以上の団体で学習会を企画(団体会員の3分の2以上が登別市民であるものに限る)
- ②利用申込書を、講座などを実施する2週間前までに社会教育グループに提出
- ③講座終了後、2週間以内に実施報告書(写真2枚添付)を社会教育グループへ提出

※利用申込書は、市民会館に備え付けているほか、市教育委員会公式ウェブサイトに掲載しています。

問い合わせ 社会教育G

(☎1129)

天然記念物『登別原始林』 内での現状変更について

登別温泉地域に広がる国指定文化財の天然記念物『登別原始林』の範囲内で、工作物の設置や掘削、盛り土などの『現状変更』を行う場合は、法律により文化庁長官の許可が必要です。許可までに3カ月ほど要する場合もあるため、範囲内での工事などを計画・実施する場合は、速やかに社会教育グループまでご連絡ください。

※原始林の範囲など、詳しくは

問い合わせください。

問い合わせ 社会教育G

(☎1129)

遺跡の保護にご協力を

『遺跡』は、文化財保護法により保護されています。市内には33カ所の遺跡があり、遺跡またはその周辺で土木工事、住宅建設をする場合は、事前協議が必要で、工事予定地が、遺跡やその周辺かどうかは、問い合わせください。

問い合わせ 社会教育G

(☎1129)

胆振から日本を元気に!

各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。

- 離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護
- 犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

北海道みらい法律事務所

相談は要予約 ☎0143-83-4131

弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会) 弁護士 阿部 洋介 (札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>